

建築B I M活用総合推進事業を実施する者の公募についての公示

令和7年8月5日

国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、建築B I M活用総合推進事業を実施する者の公募について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

建築B I M活用総合推進事業

(2) 事業目的

本事業は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、災害の激甚化・頻発化等の社会課題への対応に資するため、建築B I Mの社会実装を加速化することにより、建築生産に関する業務の生産性の向上及び建築物の質の向上を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

建築B I Mの社会実装を加速化するための環境整備として、「B I M図面審査」の周知・普及を目的とした説明会の実施等を行う。

※制度説明動画のオンライン配信及び制度説明会の実施を想定。

※「B I M図面審査 制度説明会」(令和7年7月10日)資料66頁に記載の「B I M図面審査開始までのスケジュール(予定)」を参考に実施すること。

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000220.html)

(4) 事業期間

令和7年8月～令和8年3月15日

2. 応募者の要件

(1) 技術能力に関する要件

- ・ 建築B I Mの社会実装の加速化に向けた検討・検証を的確に遂行する能力及び組織体制を有すること。

(2) 公平性及び中立性に関する要件

- ・ 業務を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

- ・ 本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・ 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(5) 令和2年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において補助金返還命令を受け、事業実施期間において本補助金への申請が制限されていないこと。

(6) 暴力団又は暴力団員ではないこと、及び暴力団又は暴力団員と不適切な関係にないこと。

3. 応募の方法

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課 担当：上原

電話 03-5253-8111(内線39-504)

電子メール uehara-k2xe@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

①期間 令和7年8月5日から令和7年8月20日まで

②方法 上記担当部局にて電子メール等により交付

説明書の交付を希望する場合は予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 提案書の提出期限、提出先及び方法

①期限 令和7年8月20日18時00分まで

②提出先 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ郵送、又は電子メールにて提出すること。

④その他

- ・郵送の場合は、3部提出すること。
- ・郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。
- ・電子メールの場合は、着信を確認すること。
- ・電子メールの場合は、公印等の押印は省略することを可能とし、押印を省略する場合は、当該文書の真正性を担保するため以下に従うこと。

①申請の担当者を複数名含めた送信とすること

②メール件名または文中に、本補助事業への応募申請である旨を明記すること

※①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後5年間保存すること。

- ・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎2004～2013」「Microsoft Word2003～2016」「Microsoft Excel2003～2016」「Adobe Acrobat Reader4.0～11」(これ以外での提出は無効)

- ・電子メールの場合は、ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書提出の際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。